

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律の概要

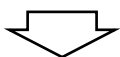
目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を政令で指定



特定外来生物の飼養・輸入等の規制

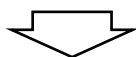
- 飼養、栽培、保管又は運搬は、主務大臣の許可を受けた場合(学術研究等の目的で適正に管理する施設等を有する)等を除き、禁止
- 輸入は、許可を受けた場合を除き、禁止
- 個体識別措置等を講じる義務
- 野外へ放つこと等の禁止

防除

野外における特定外来生物について国のほか地方公共団体等の参加により防除を促進する。

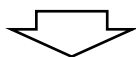
未判定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を主務省令で指定



未判定外来生物の輸入の制限

- 輸入者に届出義務
- 判定が終わるまでの一定期間輸入を制限

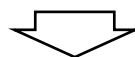


主務大臣の判定

被害を及ぼすおそれあり

被害を及ぼすおそれなし

指定されない生物



規制なし

その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等所要の規定を整備する。

の負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

延滞金は、負担金に先立つものとする。

（主務大臣等以外の者による防除）

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができる、及び第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の確認を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十一条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の確認を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の確認を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 第十八条第一項の確認又は同条第二項の確認を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の確認を取り消すものとする。

3 主務大臣は、第十八条第二項の確認を受けた防除が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなつたと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第四章 未判定外来生物

（輸入の届出）

第二十一条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きてゐるものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

（判定）

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出した者に通知しなければならない。

（輸入の制限）

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

（外国における輸出者に係る未判定外来生物）

第二十四条 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出ることができる。

2 第二十一条の規定は、前項に規定する届出について準用する。

第五章 雑則

（輸入のための証明書の添付等）

第十五条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物（生きてゐるものに限る。）は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

2 前項の証明書の添付を要する生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所へ輸入してはならない。

（取締りに従事する職員）

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第六条第一項又は第十条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、特定外来生物被害防止取締官に關し必要な事項は、政令で定める。

（科学的知見の充実のための措置）

第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の理解の増進）

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に關し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（主務大臣等）

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（経過措置）

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務省令への委任）

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者

三 第六条第一項の規定による命令に違反した者

四 第七条又は第九条の規定に違反した者

五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第五号に該当する者を除く。）

二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者

三 第二十三条の規定に違反した者

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金

に処する。

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十二条 一億円以下の罰金刑

二 第三十三条 五十万円以下の罰金刑

三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項及び第二項の規定の例により、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針について同項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（環境基本法の一部改正）

第五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第二号を次のように改める。

三 自然公園法（昭和三十三年法律第九十号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五十号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第五十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第五十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第百十号）によりその権限に属せられた事項を処理すること。